

『選定療養費』変更のお知らせ

厚生労働大臣の定める選定療養費として、他の医療機関からの紹介状を持参せずに当院を受診した場合、診療費とは別に自己負担として、別途下記料金のお支払いをお願いしております。

○初診時選定療養費

- ・当院を初めて受診される方
- ・最終来院日より6か月以上受診されていない方
- ・希望により他の診療科を受診される方
(院内での紹介や6ヶ月以内に他科の受診がある方は除く)

令和5年10月31日まで 8,800円(税込)

令和5年11月1日より 9,900円(税込)

獨協医科大学埼玉医療センター